

ピアホームだより

2013.12.10

第36回家族と専門家の交流会

11月10日、顧問医白石教授主催で恒例の勉強会がありました。いつも家族からの切実な質問が目白押し。新薬のこと、制度のこと必死の思いで情報を求めていらっしゃいます。私もそれらの質問を整理しながら、自分自身の曖昧な知識を確実にして行く良い機会となっています。

今回は、そんな質問の中から、何点か連載の形で載せて行きたいと思います。

移送について

精神障害者は、妄想に囚われていて往々にして引きこもり、医療に繋げることすら困難な場合が多く見られます。また、医療に繋がっていても、症状が悪化した時、タイミングを失うと中々病院に連れて行けなくなることがあります。

医療へ繋げることは、従来は保護者(親)の

責任とされ、これが親に過剰な負担を強いることになり、大きな社会問題に発展したケースもあります。(仙台の事件)

措置入院(自傷他害の恐れ)となった患者さんの移送はこれまでも法律で定められていましたが、医療保護入院(直ちに自傷他害の恐れはないが保護者の同意で)の場合、親はどう患者を連れて行こうか思案にくれているのです。

事件をきっかけに家族会からの強い要望を受け、精神保健福祉法が改正され医療保護入院時も移送が認められました。

ところが、各自治体の取り組みはとても甘いものです。取り組んでいない自治体もあるようです。因みに東京都の実績は年間一桁で、とても取り組んでいるとは言えません。

何故でしょう？

従来の精神障害者への人権無視の反動？ 声高に患者の人権を盾に各機関が動きません。私は、人の考えがこうもたやすく正反対の価値観に変わるはずもないと疑っています？ことは生易しい状態ではありません。ひよっとしたら、命を落とすことすら有りうるほどの緊急事態もあるのです。尻ごみしてしまって警察任せにして

しまっているのでしょうか？

医療に繋げるのは大変根気のいる仕事で大変だと思います。結局、大騒ぎになるまで動かないという実態が浮き彫りにされて来ているように思います。本当に残念な実態です。親はギリギリのところでは我慢を重ねて病者を引き受けているのです。

でも、病者を無理やり病院へ繋げることは良い事でしょうか？無傷でそんなこと出来るでしょうか？病院(だけではない)の方から出向くアウトリーチという考え方が出て来ました。家族会が強く望んできたことはこのことでしたね。

厚生労働省はアウトリーチ推進事業を展開しているようですが、ACT同様果たして根付くでしょうか？

見通しの立てづらい事業より、訪問看護事業をてこに、この難問をこじ開けていけるかも？

今回は、聖ロカ病院の角田先生による訪問看護についての発表を載せ、引き続きこの問題を考えていこうと思います。

12月の行事

<12月1日> 武蔵野病院学術交流会

<12月28日> クリスマス・忘年会